

平成 29 年 12 月 15 日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による「交通事故の物損トラブル無料相談会」

2 開催日時

平成 29 年 12 月 10 日（日）午前 10 時～午後 5 時

3 開催趣旨

平成 28 年中に長野県内で発生した交通事故件数は 8301 件であり、一日平均約 23 件の交通事故が発生しています(長野県警察 HP より)。

この件数は「人身交通事故」のみが対象であり、物損交通事故の件数は含まれておりません。つまり、長野県内においては人身交通事故が 1 時間に約 1 件の割合で発生し、物損事故を含めると、それ以上の頻度で交通事故が発生していることとなります。

人身交通事故では、強制加入の自賠責保険により、被害者の受けた損害について一定範囲での賠償が保障されています。しかし物損交通事故では自賠責保険の適用がありません。そのため事故の当事者が任意保険に加入していなければ、被害者側は、保険による損害の賠償を受けられないこととなります。もし加害者側が損害の賠償に応じなければ、裁判所に訴訟等を提起するなどの方法によらざるを得ません。

ところが一般の方々にとって裁判所で訴訟等の手続きを行なうことは難しく、費用面での不安もあります。とりわけ損害額が少ないケースでは、被害者側が損害賠償の請求をあきらめ、泣き寝入りしてしまうことも少なくないと推測されます。

そこで、今般、主に物損交通事故による損害の賠償請求に関する相談をお受けすべく、標記の相談会を開催するはこびとなりました。

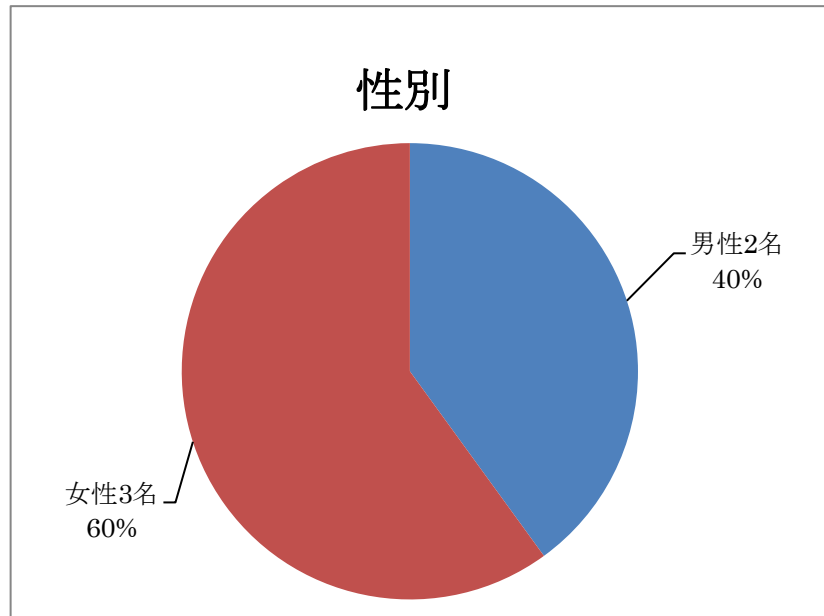
4 相談件数

合計 5件

内訳

(1) 性別

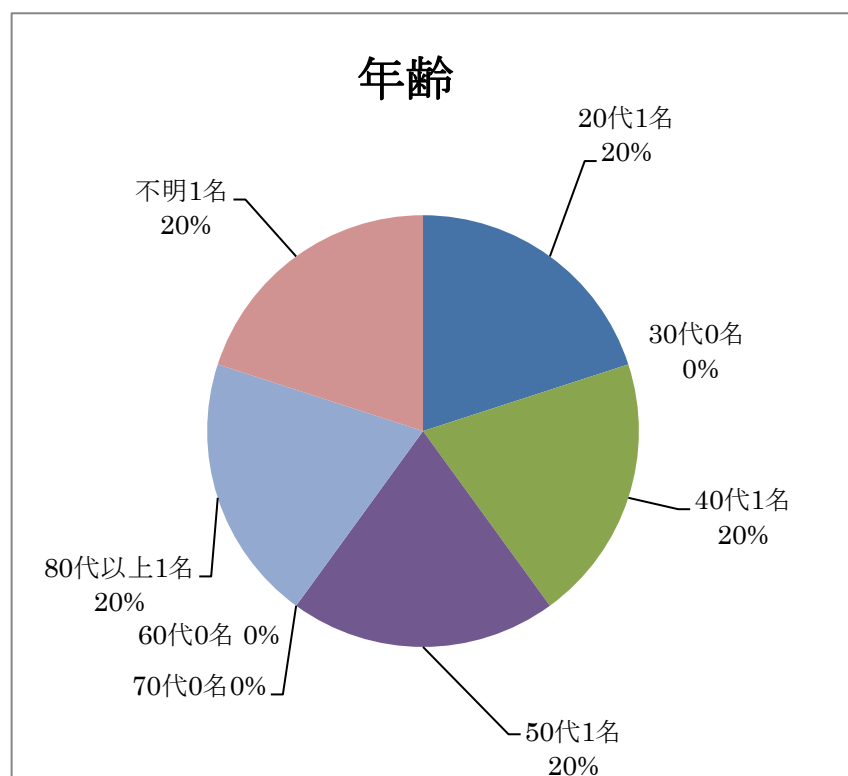
男性 2名 女性 3名



(2) 年齢

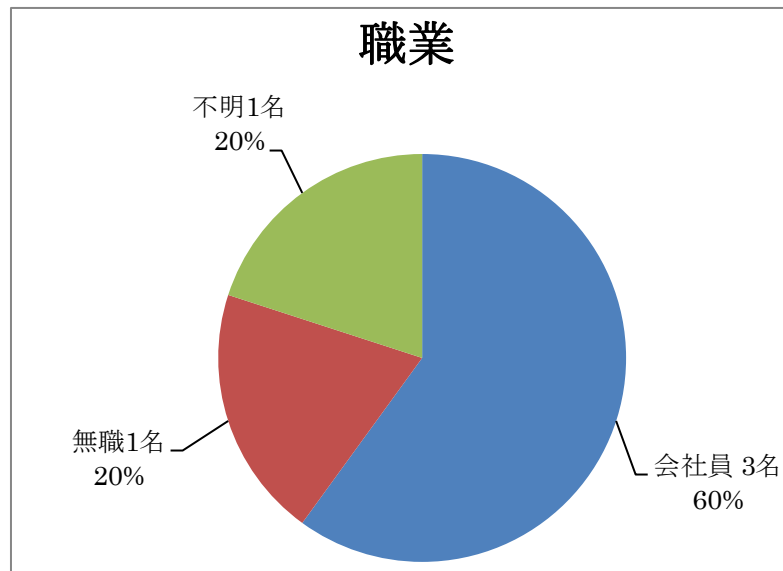
20代 1名 30代 0名 40代 1名 50代 1名

60代 0名 70代 0名 80代以上 1名 不明 1名



(3) 職業

会社員 3名 無職 1名 不明 1名



(4) 何で知り又はどこで紹介を受けたか

自治体等公的機関 2名 (市町村役場 1名、広報誌 2名)

新聞 2名 (週刊まつもと 1名、大糸タイムズ 1名)

5 主な相談内容

寄せられた相談のうち、主なものは下記のとおりでした。

- (1) 保険会社から相手方に連絡がつかなくて困っている。
- (2) 保険会社が説明する保証の範囲に納得がいかない。
- (3) 追突された場合、相手方にどこまで責任を問えるのか。
- (4) 衝突事故の過失割合に納得がいかない。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

日曜日の開催ということで、それが相談会に影響があるか未知数でしたが、結果として5件の相談が寄せられました。5件全てが被害者からの相談でした。交通事故というトラブルに突然巻き込まれてしまい、不安、怒り、焦りがある中で、相手方の保険会社とやり取りしなければならない。これはとても過酷なことです。怪我を負い治療中であればなおさらです。司法書士はそういった方々の声をじっくりと聞き、少しでも不安を軽減するために、とるべき方策を提示することが求められていると感じました。

自動車保険の中には、弁護士特約がついているものがあります。この特約を利用すると、弁護士等への法律相談費用、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、弁護士等への報酬が保険会社から支払われることとなります。この特約が司法書士にも使えることはあまり知られていません。司法書士が、損害額が少ないからと泣き寝入りしてしまう方の力になるために、今後は、この特約について保険会社や代理店に対し周知していく必要があると思います。

7 相談会の様子

